

内閣参甲第一一五号

昭和二十三年五月二十八日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出稅務署現狀打開に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出稅務署現狀打開に關する質問に対する答弁書

一 稅務署長は警察署長と等しく、特殊な職務にある關係上官舎の必要を痛感している次第であるが、稅務署の数は全國に四百五十一ヶ署もあつて、これを同時に措置することが、現下の資材、資金面から困難である。しかし稅務の重要性に顧みて、財政事情の許す限りにおいて可及的速に官舎の設置を図るべく考慮したい。

二 民間からの寄附については、稅務の特殊事情もあり、極力これを避けたい。

三 稅務署員の現員は定員に比較して本年四月一日の現在では全國平均で六六％という充員狀況で、就中大都市方面において充員が思うように到つていないが、これは急速に大量の増員を図る必要に迫られたことと住宅難によるものと考ふる。よつて職階給の採用に當つては特別職階を制定して、給與の面においてもでき得る限り優遇を図ると共に合宿施設等の拡充によつて急速に充員するよう努力中である。

四 戦時中の稅務署員の待遇は他に較べ若干低位にあつたが旅費、賞與等實質的給與によつて略、均衡を

得ておつたと考えられる。現在の給與としては過般行われた給與の凹凸是正によつて一般と同一水準に引上げると共に、稅務特別手当を支給し第一線稅務職員の給與の優遇を図つてゐる。

なお今回の職階給與制の採用に當つては右の稅務特別手当を含めて職務内容に即した給與制度の確立に折角努力中である。